

京都市勸業館条例の一部を改正する条例（平成25年11月15日京都市条例第53号）（産業観光局商工部産業総務課）

京都市勸業館において、利用者の利便性の向上を図るため、会議室及び工芸実技室の開館時間の延長や、特別会議室及び正面広場その他の構内地の使用を認める等の運用を行ってきましたが、当該運用について条例に定めることで、市民にとってより分かりやすい運用を実現することとしました。

主な内容は次のとおりです。

1 開館時間の延長及び貸出し施設の追加

会議室及び工芸実技室の開館時間を延長するとともに、貸出し施設として特別会議室及び正面広場その他の構内地を追加することとしました。

現 行		改 正 後	
区 分	開 館 時 間	区 分	開 館 時 間
展示場、商談室、多目的室、 ^{ちゅう} 厨房及び控室	午前7時から午後10時まで	展示場、商談室、多目的室、 ^{ちゅう} 厨房、控室、会議室及び工芸実技室（以下「展示場等」という。）	午前7時から午後10時まで
会議室及び工芸実技室	午前9時から午後9時まで	正面広場その他の構内地（展示場等の利用者が、その全部又は一部を独占して利用する場合に限る。以下同じ。）	

会議室の区分

現 行	改 正 後
第1会議室, 第2会議室及び第3会議室	第1会議室, 第2会議室, 第3会議室 <u>及び特別会議室</u>

2 開館時間の延長及び貸出し施設の追加に伴う利用料金の設定

会議室及び工芸実技室の「午前7時から午前9時まで」の早朝料金と正面広場その他の構内地の利用料金を設定することとしました。

区 分		利用料金
大会議室	早朝（1時間につき）	円 5,145
第1会議室, 第2会議室, 第3会議室 及び特別会議室	早朝（1時間につき）	1,470
工芸実技室	伝統産業又はその振興若しくは発展を図るための事業に従事するもの	早朝（1時間につき） 2,310
	その他のもの	早朝（1時間につき） 2,940
正面広場その他の 構内地	屋内	1平方メートルにつき1時間 19
	屋外	1平方メートルにつき1時間 4

3 会議室及び工芸実技室の運用規定の改定

会議室及び工芸実技室において、利用できない時間帯である正午～午後1時、午後5時～午後6時について、前後の利用区分を連続して利用する場合は利用できることとしました。

現 行	改 正 後
<p>別表第2備考</p> <p>1 「午前」とは午前9時から午後1時（会議室及び工芸実技室にあつては、正午）までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「早朝」とは午前7時から午前9時までを、「夜間」とは午後5時から午後10時まで（会議室及び工芸実技室にあつては、午後6時から午後9時まで）をいう。</p> <p>（中略）</p>	<p>別表第2備考</p> <p>1 「午前」とは午前9時から午後1時（会議室及び工芸実技室にあつては、正午）までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「早朝」とは午前7時から午前9時までを、「夜間」とは午後5時から午後10時まで（会議室及び工芸実技室にあつては、午後6時から午後9時まで）をいう。</p> <p>（中略）</p> <p><u>3 会議室及び工芸実技室にあつては、午前及び午後、午後及び夜間又は午前、午後及び夜間について利用の許可を受けたものは、それぞれ正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの間においても、利用することができる。</u></p>

<p>3 開館時間の変更に伴い,利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上 限額は,この表に掲げる額との均衡を 考慮して,そのつど別に定める。</p>	<p><u>4</u> 開館時間の変更に伴い,利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上 限額は,この表に掲げる額との均衡を 考慮して,その都度別に定める。</p>
---	---

この条例は,平成25年11月15日から施行することとしました。

京都市勸業館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市条例第53号

京都市勸業館条例の一部を改正する条例

京都市勸業館条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

展示場, 商談室, 多目的室, 厨房及び控室	午前7時から午後10時まで
会議室及び工芸実技室	午前9時から午後9時まで

を

「

展示場, 商談室, 多目的室, 厨房, 控室, 会議室及び工芸実技室 (以下「展示場等」という。)	午前7時から午後10時まで
正面広場その他の構内地 (展示場等の利用者が, その全部又は一部を独占して利用する場合に限る。以下同じ。)	

に改める。

」

別表第2大会議室の項中 「午前 12, 075」 を

「

早朝 (1時間につき)	5, 145
午前	12, 075

に改め, 同表第1会議室, 第2会議室及び第3

会議室の項中「第1会議室, 第2会議室及び第3会議室」を「第1会議室, 第2会議室, 第3会議室及び特別会議室」に, 「午前 3, 465」 を

「

早朝 (1時間につき)	1, 470
午前	3, 465

に改め, 同表工芸実技室の項中

「

午前	5, 355
----	--------

を

早朝 (1時間につき)	2, 310
午前	5, 355

に,

「

午 前	6, 8 2 5
-----	----------

」を「

早朝（1時間につき）	2, 9 4 0
午 前	6, 8 2 5

」に改

め、同項の次に次の1項を加える。

正面広場その他の構内地	屋	内	1平方メートル 1時間につき	19
	屋	外	1平方メートル 1時間につき	4

別表第2備考3中「つど」を「都度」に改め、同備考3を同備考4とし、同備考2の次に次のように加える。

- 3 会議室及び工芸実技室にあつては、午前及び午後、午後及び夜間又は午前、午後及び夜間について利用の許可を受けたものは、それぞれ正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの間においても、利用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(産業観光局商工部産業総務課)